

日本サーフィン連盟公認スクールにおけるサーフィン検定開催実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は日本サーフィン連盟（以下「連盟」と称する。）、連盟の公認指導員が公認スクール（以下「スクール」と称する。）を開催し、サーフィン検定（以下「検定」と称する。）するにあたり、必要な事項を定める。

(審査員の条件)

第2条 公認スクール開催においてサーフィン検定を開催する審査員（以下「審査員」と称する。）は、次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 連盟の正会員もしくはオープン会員であること。
- (2) 公認指導員であること。
- (3) A級ジャッジ又はB級ジャッジで下記いずれかを修了していること。
 - (ア) 連盟が主催するスクール審査員講習会
 - (イ) 連盟支部主催サーフィン検定でのジャッジ実務 (新設)

(受講者の条件)

第3条 公認スクール開催においてサーフィン検定を受講する者（以下「受講者」と称する。）は、次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 審査員が指定する事前講習を2時間以上受講していること。審査員が指定する事前講習とは、審査を受ける公認スクールもしくは、審査員が指定する公認スクールにおいて、原則、審査の同日に受講したものをいう。
- (2) 連盟の正会員は、4級より受講することができる。

(検定テストの実施)

第4条 審査員は次の方法により、サーフィン検定を実施するものとする。

- (1) 審査員は4級及び5級を審査する。
- (2) 審査対象人数は、1ヒート2名以内とする。
- (3) 審査時間は、1ヒート15分とする。
- (4) 審査におけるマキシマムウェーブは6本とする。ただし、6本以内に判定が出た場合はこの限りでない。
- (5) 保険を適用させ、救護体制を確立すること。

(名称使用)

第5条 公認スクールを開催し、サーフィン検定を実施する審査員は、「日本サーフィン連盟サーフィン検定実施公認スクール」の名称を使用することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成22年7月14日から施行する。
(理事会承認 平成22年7月13日)

附 則

この要綱は、平成25年2月6日から施行する。
(理事会承認 平成25年2月5日)

附 則

この要綱は、平成27年12月9日から施行する。
(理事会承認 平成27年12月8日)